

防災業務計画

平成27年4月

日本郵便株式会社

目 次

第1編 総則	1
第1節 目的	1
第2節 基本方針	1
第3節 運用関係	1
第4節 用語の定義	2
第2編 一般防災業務計画	2
第1章 防災体制の確立	2
第1節 防災体制	2
第2節 防災対策組織の運営	3
第3節 防災に関する会社の役割	3
第2章 災害予防	3
第1節 情報の収集・連絡関係	3
第2節 非常参集体制の整備	3
第3節 郵便物の運送施設及び集配施設の整備	3
第4節 避難活動関係	4
第5節 防災に関する教育訓練	4
第3章 災害応急対策	4
第1節 非常参集等	4
第2節 活動体制の確立	4
第3節 通信手段の確保	4
第4節 災害に関する情報の収集及び伝達	4
第5節 災害の拡大防止活動	5
第6節 救助・救急及び消火活動	5
第7節 避難活動	5
第8節 施設及び設備の応急復旧活動	5
第9節 災害時における広報活動	5
第10節 災害時における郵便業務の確保	5
第11節 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取 扱い及び援護対策	6
第4章 災害復旧・復興	7
第3編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化 計画	7
第1章 平常時においてとるべき措置	7
第1節 地震予知情報等の伝達経路等の設定	7
第2節 非常災害対策本部の設置	8
第3節 非常参集要員の設定	8
第4節 利用者等に対する情報提供体制の整備等	8
第2章 東海地震注意情報が発せられた場合にとるべき措置	8
第1節 東海地震注意情報の伝達等	8
第2節 社員の非常参集	8
第3節 施設等の緊急点検	9
第4節 東海地震予知情報の伝達を受けた場合の対応	9
第3章 地震防災応急対策	9
第1節 警戒宣言の伝達等	9

第2節	非常災害対策本部の設置	9
第3節	警戒宣言時の広報	9
第4節	警戒宣言発令に伴う業務運営	10
第5節	施設等の被災防止対策	10
第4章	地震防災上必要な訓練及び教育	10
第4編	南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に係る地震 防災対策推進計画	10
第1章	津波に関する情報の伝達等	10
第2章	津波からの円滑な避難の確保	11
第1節	利用者等に対する情報提供体制の整備等	11
第2節	地震発生時の対応	12
第3節	避難誘導の開始等	12
第3章	防災体制の確立	12
第4章	地震防災上必要な訓練及び教育	12
第5編	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推 進地域に係る地震防災対策推進計画	13
第1章	津波に関する情報の伝達等	13
第2章	津波からの円滑な避難の確保	13
第1節	利用者等に対する情報提供体制の整備等	13
第2節	地震発生時の対応	14
第3節	避難誘導の開始等	14
第3章	防災体制の確立	15
第4章	地震防災上必要な訓練及び教育	15

防災業務計画

第1編 総則

第1節 目的

本防災業務計画(以下「本計画」という。)は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。)第39条第1項、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。)第6条第1項、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。)第5条第1項及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成16年法律第27号。以下「日本・千島海溝法」という。)第6条第1項の規定に基づき、日本郵便株式会社(以下「会社」という。)が防災に関してとるべき措置を定め、もって円滑かつ適切な災害対策の遂行に資することを目的とする。

第2節 基本方針

会社は、国の防災基本計画に協力し、災害時においては、本計画及び関係法令等に従い、臨機応変に必要な応急措置を講じて、その対応に万全を期すため、次の各項の防災対策の推進と、防災体制の確立を図る。

- 1 災害に対処するに当たっては、各機関相互はもとより、国の防災関係機関、都道府県及び市町村との間で、事態に応じて相互に密接な連絡及び協力を行い、災害対策が円滑に推進されるよう努める。
- 2 災害時においても、可能な限り被災地における郵便の業務を維持するとともに、お客さまに評価される商品・サービスを全国ネットワークで提供するため、防災体制の確立を図る。
- 3 業務運営に必要な施設について、災害に対する安全性の確保に努めるものとし、郵便局等の不特定多数が利用する施設については特に配慮するものとする。

第3節 運用関係

1 他の計画等との関連

本計画は、災対法、大震法、南海トラフ法、日本・千島海溝法等の関係法令に基づく諸計画等と調整を図り運用する。

2 防災業務計画の修正

- (1) 本計画については、災対法第39条第1項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められる場合は、これを修正するものとする。
- (2) 本計画を修正した場合は、災対法第39条第2項の規定に基づき、速やかに総務大臣を経由して内閣総理大臣に報告し、及び都道府県知事に通知するとともに、その要旨を公表するものとする。

第4節 用語の定義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害」とは、災対法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 「防災」とは、災対法第2条第2号に規定する防災をいう。
- (3) 「関係行政機関等」とは、災対法第2条第3号に規定する指定行政機関、同法第2条第4号に規定する指定地方行政機関、同法第2条第5号に規定する指定公共機関及び同法第2条第6号に規定する指定地方公共機関並びに都道府県及び市町村をいう。
- (4) 「防災基本計画」とは、災対法第2条第8号に規定する防災基本計画をいう。
- (5) 「災害応急対策」とは、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に災害の発生を防禦し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行う対策をいう。
- (6) 「地震予知情報」とは、大震法第2条第3号に規定する地震予知情報をいう。
- (7) 「地震防災対策強化地域」とは、大震法第2条第4号に規定する地震防災対策強化地域をいう。
- (8) 「地震防災基本計画」とは、大震法第2条第10号に規定する地震防災基本計画をいう。
- (9) 「地震防災強化計画」とは、大震法第2条第11号に規定する地震防災強化計画をいう。
- (10) 「警戒宣言」とは、大震法第2条第14号に規定する警戒宣言をいう。
- (11) 「地震防災応急対策」とは、大震法第2条第14号に規定する地震防災応急対策をいう。
- (12) 「地震防災対策推進地域」とは、南海トラフ法第3条第1項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域及び日本・千島海溝法第3条第1項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域をいう。
- (13) 「地震防災対策推進計画」とは、南海トラフ法第5条第1項に規定する推進計画及び日本・千島海溝法第6条第2項に規定する推進計画をいう。

第2編 一般防災業務計画

第1章 防災体制の確立

第1節 防災体制

- 1 災害が発生した場合は、基本的には本計画に従って対応する。
- 2 会社は、業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態(官邸対策室が置かれる程度の大規模災害、事件、事故その他の事態をいう。以下同じ。)が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応するものとする。
- 3 非常災害対策本部の設置基準
 - (1) 震度6弱以上の地震が発生し、かつ、会社の業務に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる非常事態が発生した場合に設置する。ただし、南関

東地域で震度6弱以上の地震が発生した場合及び東京(西多摩郡及び島しょを除く。)で震度5強以上の地震が発生した場合には、直ちに設置する。

(2) 上記(1)のほか、取締役会長は、緊急事態が発生し、それに対応するため必要と判断する場合は、非常災害対策本部を設置する。

また、その構成員は、取締役会長に対して、緊急事態の発生に伴って、非常災害対策本部の設置を進言することができる。

第2節 防災対策組織の運営

前節における各防災対策組織の運営は、別に定める「日本郵便株式会社事業継続計画」(以下「事業継続計画」という。)に基づいて行う。

第3節 防災に関する会社の役割

災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務及び郵便業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また平常時においても、関係機関等と連携し、災害予防に努める。

第2章 災害予防

会社は、災害予防に関し、平常時からの取組として、業務運営に供する機材及び施設等の安全性の確保等を実施する。

第1節 情報の収集・連絡関係

1 情報の収集・連絡体制の整備

会社は、社内はもとより、関係行政機関等及び関係事業者との間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。

2 防災担当責任者の設定

会社は、必要な部署にそれぞれ防災担当責任者を設定するものとする。防災担当責任者は、1の体制整備に当たるとともに、各機関の防災関係業務の取りまとめを行うとともに、社内の連絡調整を図るものとする。

3 通信手段の確保

会社は、通信事業者の通信設備の被災、災害時の電話のふくそう等が発生する場合においても連絡が確保できるよう通信手段を確保する。

第2節 非常参集体制の整備

会社は、必要な部署に非常参集すべき社員(以下「非常参集要員」という。)を指定するものとする。非常参集要員の指定に関しては、別に定める事業継続計画に準ずることとする。

第3節 郵便物の運送施設及び集配施設の整備

1 会社は、災害時において、被災地における郵便物の運送及び集配の確保を図るため、特に地震、豪雪及び洪水の際の対策を考慮して、車両、船舶等の運送施設及び集配施設並びに郵便機械類及び用具の整備に努めるものとする。

2 会社は、郵便物運送委託法(昭和24年法律第284号)の規定により郵便物の運送又は集配の委託を受けている輸送機関又は運送業者に対しては、それぞれ独自に、災害時における郵便物の運送及び集配の確保に必要な輸送施設等の整備を図るよう協力を得るものとする。

第4節 避難活動関係

会社は、郵便局等、不特定多数の者が利用する施設においては、突発性の災害の発生に備え、来訪者等の避難誘導に係る訓練を実施するものとする。

第5節 防災に関する教育訓練

会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合において関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行し得るよう、大規模災害等を想定した教育及び訓練を年1回以上実施するものとする。

第3章 災害応急対策

第1節 非常参集等

会社の防災担当責任者は、災害時の情報連絡又は災害応急対策を実施するため、事業継続計画に定める非常参集等の基準に基づき、各部署に対し、社員の非常参集等を依頼する。

第2節 活動体制の確立

1 非常災害対策本部等の設置

会社の業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態(官邸対策室が置かれる程度の大規模災害、事件、事故その他の事態をいう。以下同じ。)が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応するものとする。なお、非常災害対策本部等の設置に関する事項については、事業継続計画に定めるものとする。

2 非常災害対策本部等の活動

会社の非常災害対策本部等においては、各機関内部、各機関相互間及び関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行うこととする。

3 その他の活動体制

災害発生した場合は、会社は、速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。また、総務省、内閣府その他の関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努めるものとする。

第3節 通信手段の確保

会社は、災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

第4節 災害に関する情報の収集及び伝達

会社は、災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅

速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行うものとする。特に、災害発生直後においては、会社は、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当たるものとする。

第5節 災害の拡大防止活動

会社は、災害発生中にその拡大を防止することが可能な災害については、その拡大を防止するため、必要な対策を講ずるものとする。

第6節 救助・救急及び消火活動

会社は、災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、発災後初期段階においては、自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

第7節 避難活動

会社は、災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、郵便局等の不特定多数の者が利用する施設においては、利用者等を避難場所に適切に誘導するものとする。特に、大地震発生時に津波のおそれのある地域においては、大津波警報・津波警報、地方公共団体からの避難命令等の情報収集に万全を期すこととする。なお、その際には、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。

第8節 施設及び設備の応急復旧活動

会社は、災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行うものとする。

第9節 災害時における広報活動

会社は、災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況等並びに事業の運営状況及びその見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。その場合の留意点は次のとおり。

1 被災者への情報伝達活動

- (1) 被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障がい者、外国人等災害時要援護者に配慮した伝達を行うものとする。
- (2) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

2 利用者等への的確な情報の伝達

- (1) 利用者等全体に対し、関連施設の復旧状況、義援物資の取扱い等ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。
- (2) 情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。

第10節 災害時における郵便業務の確保

1 郵便物の送達の確保

災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、郵便物の送達を確保するため、会社は、次の措置を講ずるものとする。

(1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずるものとする。なお、平常時から受持区域内の郵便の運送及び集配業務の遂行のために、災害が発生した場合において採用し得る迂回経路、代替路線、代替輸送機関等の現況の把握に努めるとともに、災害時において重要区間又は孤立地域に対する郵便の緊急輸送に関して、地方公共団体、自衛隊その他の防災関係機関又は民間団体等の協力を得る体制を整備しておくものとする。

(2) 郵便物運送委託法の規定により郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配に当たって災害に遭遇した場合は、同法の規定及び関連の契約に従い、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行うものとする。

(3) 郵便法(昭和22年法律第165号)第6条に基づき、災害時において、重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止するものとする。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとるものとする。

2 窓口業務の維持

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずるものとする。

3 その他

その他災害時における郵便業務の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達及び緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとるものとする。

第11節 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策

災害が発生した場合において、会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令等に基づき、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付するものとする。

2 被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、郵便法施行規則(平成15年総務省令第5号)第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施するものとする。

3 被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあつた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施するものとする。

4 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分

災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配付する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、会社が行う公募に対し当該団体からの申請を受け、それら申請のあつた団体のうち、審査・選考の後、総務大臣の認可を得て、配分対象となつた団体に対し、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第4章 災害復旧・復興

会社は、物資及び資材の調達計画並びに人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を行う。なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

第3編 東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災強化計画

本編は、大震法第6条第1項の規定に基づき、東海地震の地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に係る地震防災強化計画を定めるものとする。

第1章 平常時においてとるべき措置

内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合に、郵便業務を確保するため、地震防災応急対策を行う必要のある各機関は、平常時において次の措置をとるものとする。

第1節 地震予知情報等の伝達経路等の設定

1 各機関相互間の伝達

会社の防災担当者は、総務省から地震予知情報等（東海地震予知情報、東海地震注意情報、警戒宣言、警戒態勢を執るべき旨の内閣総理大臣の公示の内容その他これらに関する情報をいう。以下同じ。）の通知を受けた場合、各社内に正確かつ迅速に伝達するものとする。

2 機関内部の伝達

(1) 強化地域に所在する郵便局等（以下「強化地域所在機関」という。）においては、あらかじめ地震防災応急対策実施上必要な社員を別に定めておくものとする。

(2) 1により地震予知情報等を受けた強化地域所在機関の長は、勤務中の社員に対して適切な方法により、直ちにその内容を伝達するものとする。この場合において、勤務時間外の社員のうち地震防災応急対策の実施上必要な者に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、あらかじめ情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくものとする。

(3) 伝達経路等の決定に当たつての留意点

(2)により伝達経路及び伝達方法を定めるに当たっては、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう、代替手段を含めて定めるものとする。

る。その際、災害時優先電話の指定を受けている電話回線以外の加入電話等については、ふくそう対策のため発信規制が行われる場合があること及び屋外で業務に従事している社員等に対し、迅速に伝達できるよう留意するものとする。

第2節 非常災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、会社は、第2編第3章第2節に定める非常災害対策本部を設置する。

第3節 非常参集要員の設定

会社は、第2編第2章第2節に準じて地震予知情報等が発せられた場合に備え、非常参集要員をあらかじめ設定するものとする。

その際には、夜間、休日等に地震予知情報等が発せられた場合に備え、非常災害対策本部を設置するために必要な人員を短時間に確保できるよう考慮するものとする。

第4節 利用者等に対する情報提供体制の整備等

1 利用者等への情報伝達要員の確保

強化地域所在機関の長は、地震予知情報等の伝達を受けた場合にその内容を伝達及び誘導を行う社員及び当該社員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。

2 利用者等の避難誘導體制の整備

強化地域所在機関の長は、当該機関の利用者等の避難誘導について所在地の市町村へ引き継ぐ方法をあらかじめ関係市町村長と打合せの上、定めておくものとする。

第2章 東海地震注意情報が発せられた場合にとるべき措置

第1節 東海地震注意情報の伝達等

1 東海地震注意情報の伝達

会社の防災担当者は、総務省から、東海地震注意情報が発せられた旨の連絡があった場合は、各社内に直ちに伝達するものとする。気象庁が東海地震観測情報を発表した場合も同様とする。

2 利用者等への周知

強化地域所在機関の長は、東海地震注意情報が発せられた旨の伝達を受けた場合、直ちに、当該機関の利用者等に対して東海地震注意情報が発せられた旨、東海地震注意情報の性格及び社会的混乱を防止するため利用者等が留意すべき点について、適切な方法により周知を行うものとする。なお、周知に当たっては、各防災関係機関が行う広報の内容に十分留意するものとする。

第2節 社員の非常参集

会社は、東海地震注意情報の伝達を受けた場合には、あらかじめ定めた参集要領に従って、非常災害対策本部を設置するために必要な人員の非常参集を行い、警戒宣言が発せられた場合に直ちに同本部を設置できるよう必要な準備を行うものとする。

また、警戒宣言が発せられた場合に地震防災応急対策を行うこととなるその他の機関の長は、あらかじめ定めた関係社員の非常参集を行うものとする。

第3節 施設等の緊急点検

強化地域内所在機関の長は、東海地震注意情報が発せられた際は、速やかに次の措置を講ずるものとする。

1 施設等の緊急点検

当該機関が管理している施設等の緊急点検を行い、現状を確認するとともに、危険物の落下防止、避難通路の確認等必要な措置を行うものとする。

2 工事中の建築物等の緊急点検

強化地域内に、会社の発注に係る工事中の建築物、工作物又は施設がある場合は、自社発注に係る工事施工責任者に対し、工事中の建築物、工作物又は施設の被災防止のための緊急点検等の措置を講ずるよう伝達するものとする。

3 資機材等の緊急点検

地震防災応急対策のために必要な資機材の所在を確認するとともに、特に重要な設備、機器、用品について被災防止のための緊急点検を行い、必要な措置を講ずるものとする。

4 非常持出物品の確認

避難時に持ち出すこととなる非常持出物品の確認を行うものとする。

第4節 東海地震予知情報の伝達を受けた場合の対応

会社は、東海地震予知情報の伝達を受けた場合、第3編第2章第1節に準じて伝達及び周知を行うものとする。

第3章 地震防災応急対策

会社は、警戒宣言が発せられた場合は、本節に定める措置をとるものとする。その際、社員の非常参集等東海地震注意情報が発せられた場合にとるべき措置として定められている事項であって、未実施又は実施中のものについては、必要に応じ実施し、又は実施を継続するものとする。

第1節 警戒宣言の伝達等

会社は、警戒宣言の伝達を受けた場合、第3編第2章第1節に準じて伝達及び周知を行うものとする。なお、強化地域所在機関の長は、警戒宣言が発せられた旨の伝達を受け、当該機関の利用者等に対して周知を行う際、避難地、避難地への安全なルート、危険地の位置、交通規制の状況その他必要な情報を併せて周知するよう努めるものとする。

第2節 非常災害対策本部の設置

警戒宣言が発せられたときは、直ちに会社は、非常災害対策本部を設置するものとする。非常災害対策本部の設置は、第2編第3章第2節の規定に準ずるものとする。

第3節 警戒宣言時の広報

- 1 会社は、警戒宣言の発出に伴う郵便の業務運営について、報道機関を通じ広報活動を行うものとする。
- 2 会社は、強化地域内に所在する郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他必要な事項を店頭又は局前等に掲示するものとする。

第4節 警戒宣言発令に伴う業務運営

警戒宣言が発せられた場合は、会社は、次のように対応する。

- 1 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から郵便局等における業務の取扱いを停止するものとする。
- 2 1により業務を停止し、又は事務の一部を取り扱うときは、第3節の規定により遅滞なくその旨を公示するものとする。
- 3 警戒宣言が発せられた場合は、屋外で業務に従事している者は、原則として、速やかに自局に戻るものとする。
- 4 警戒宣言が発せられた時点以降に市町村長から避難の指示を受けた場合は、第1節、第3節及び第5節の規定にかかわらず、その指示に従うものとする。
- 5 警戒宣言が発せられて、地方公共団体との防災に関する協定に基づき、郵便局等が一時的避難場所として使用される場合には、避難者の安全確保に万全を期するものとし、その際、高齢者、障がい者等の災害時要援護者に十分配慮するものとする。
- 6 警戒解除宣言が発せられた場合は、遅滞なく平常どおりの業務の取扱いを行うものとする。

第5節 施設等の被災防止対策

強化地域所在機関の長は、警戒宣言が発せられたときは、速やかに次の措置を講ずるものとする。

- 1 重要な証書類・証拠書類等の被災防止、盗難防止上必要な措置
- 2 火気点検等火災防止上必要な措置

第4章 地震防災上必要な訓練及び教育

会社は、単独又は他の防災関係機関と共同して、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。ただし、第2編第2章第5節に定める訓練を兼ねることができるものとする。

第4編 南海トラフ地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

本編は、南海トラフ法第5条の規定に基づき、南海トラフ地震の地震防災対策推進地域(以下、この編において「推進地域」という。)に係る地震防災対策推進計画を定めるものとする。

第1章 津波に関する情報の伝達等

会社の推進地域に所在する機関においては、南海トラフ地震が発生した場合、的確な災害応急対策を実施するため、第3編に定める対応に加えて以下の措置をとるものとする。

のとする。

1 会社の防災担当者の対応

会社の防災担当責任者は、直ちにテレビ等による情報収集を開始し、大津波警報・津波警報等を入手した場合、それぞれ本社内及び推進地域に所在する機関(以下、この編において「推進地域所在機関」という。)に対し、正確かつ迅速に伝達するものとする。

2 推進地域所在機関の対応

(1) 推進地域所在機関においては、あらかじめ地震防災応急対策実施上必要な社員を別に定めておくものとする。

(2) 推進地域所在機関の長は、地震に伴う強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちにテレビ等による情報収集を開始し、大津波警報・津波警報等を入手した場合(1により伝達を受けた場合を含む。)、勤務中の社員に対して、適切な方法により直ちにその内容を伝達するものとする。この場合において、勤務時間外の社員のうち地震防災応急対策の実施上必要な者に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、あらかじめ情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくものとする。

(3) (2)により伝達経路及び伝達方法を定めるに当たっては、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう、代替手段を含めて定めるものとする。その際、災害時優先電話の指定を受けている電話回線以外の加入電話等については、ふくそう対策のため発信規制が行われる場合があること及び屋外で業務に従事している社員等に対し、迅速に伝達できるよう留意するものとする。

第2章 津波からの円滑な避難の確保

第1節 利用者等に対する情報提供体制の整備等

1 利用者等に対する避難地等に関する情報の提供

推進地域のうち、政府の基本計画に基づき、地方公共団体が津波により避難が必要となることが想定される地区(以下、この編において「避難対象地区」という。)として南海トラフ地震防災対策推進計画中に明示した地区に所在する機関(以下、この編において「避難対象地区所在機関」という。)の長は、地方公共団体が明示した避難対象地区別の避難地、同避難地への安全なルート及び危険地の位置を確認し、必要に応じ利用者等に情報提供出来るようしておくものとする。

2 利用者等への情報伝達要員の確保

避難対象地区所在機関の長は、大津波警報・津波警報等を入手した場合に、その内容を当該機関利用者等への伝達及び誘導を行う社員及び当該社員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。

3 利用者等の避難誘導體制の整備

避難対象地区所在機関の長は、当該機関の利用者等の避難誘導について所在地の市町村へ引き継ぐ方法をあらかじめ関係市町村長と打合せの上、定めておくものとする。

4 社員等への避難すべき経路の確認・周知

避難対象地区所在機関の長は、屋外で業務に従事する社員等に対し、避難対象地区別の避難地、同避難地への安全なルート及び危険地の位置を確認し、あらかじ

め周知しておくものとする。

5 工事施工責任者に対する措置の明示

推進地域内に、会社の発注に係る建築物、工作物又は施設の工事計画がある場合は、自社発注に係る工事施工責任者に対し、あらかじめ津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置を明示しておくものとする。この場合にあつては、工事中の建築物、工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には、原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を講ずる場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第2節 地震発生時の対応

推進地域所在機関の長は、南海トラフ地震は、数時間から数日の時間差で発生する可能性があるため、同地震が連続して発生した場合に生じる危険を考慮し、また、特に避難対象地区所在機関にあつては、大津波警報・津波警報等または地方公共団体からの避難命令を受けて避難する場合に備え、以下の措置を講じるものとする。

1 施設等の緊急点検

地震の連続発生及び津波来襲に備えて、施設等の緊急点検を行い、現状を確認するとともに、危険物の落下防止、避難経路の確認等必要な措置を行うものとする。

2 避難準備行動

地震の連続発生及び津波来襲により避難する場合に備え、非常持出物品の確認、重要な証書類・証拠書類等の被災防止、盗難防止、火気点検等火災防止上必要な措置を講ずるものとする。

第3節 避難誘導の開始等

1 避難誘導の開始

避難対象地区所在機関の長は、地方公共団体から避難命令を受けた場合、又は大津波警報・津波警報等により避難の必要が生じたと認めた場合、ただちに避難誘導を開始する。この場合において、老人、子ども、病人、障がい者等災害時要援護者の避難について必要な支援を行うものとし、併せて外国人、及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。

2 避難時の注意

1により避難誘導を開始する場合、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、第2節2に基づき必要な措置をとり、非常持出物品を携行して避難するものとする。

第3章 防災体制の確立

非常災害対策本部等の設置、地震発生時の応急対策、資機材・人員等の配備手配及び物資の備蓄・調達については、第2編及び第3編の規定に準ずるものとする。

第4章 地震防災上必要な訓練及び教育

会社は、単独又は他の防災関係機関と合同で、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。ただし、第2編第2章第5節に定める訓練を兼ねることができるものとする。

第5編 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の地震防災対策推進地域に係る地震防災対策推進計画

本編は、日本・千島海溝法第6条の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本・千島海溝地震」という。)の地震防災対策推進地域(以下、この編において「推進地域」という。)に係る地震防災対策推進計画を定めるものとする。

第1章 津波に関する情報の伝達等

会社の機関においては、日本・千島海溝地震が発生した場合、的確な災害応急対策を実施するため、第3編に定める対応に加えて以下の措置をとるものとする。

1 会社の防災担当者の対応

会社の防災担当者は、直ちにテレビ等による情報収集を開始し、大津波警報・津波警報等入手した場合、それぞれ本社内及び推進地域に所在する機関(以下、この編において「推進地域所在機関」という。)に対し、正確かつ迅速に伝達するものとする。

2 推進地域所在機関の対応

(1) 推進地域所在機関においては、あらかじめ地震防災応急対策実施上必要な社員を別に定めておくものとする。

(2) 推進地域所在機関の長は、地震に伴う強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちにテレビ等による情報収集を開始し、津波警報等入手した場合(1により伝達を受けた場合を含む。)、勤務中の社員に対して、適切な方法により直ちにその内容を伝達するものとする。この場合において、勤務時間外の社員のうち地震防災応急対策の実施上必要な者に対して、その内容を正確かつ迅速に伝達できるよう、あらかじめ情報の伝達経路及び伝達方法を定めておくものとする。

(3) (2)により伝達経路及び伝達方法を定めるに当たっては、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう、代替手段を含めて定めるものとする。その際、災害時優先電話の指定を受けている電話回線以外の加入電話等については、ふくそう対策のため発信規制が行われる場合があること及び屋外で業務に従事している社員等に対し、迅速に伝達できるよう留意するものとする。

第2章 津波からの円滑な避難の確保

第1節 利用者等に対する情報提供体制の整備等

1 利用者等に対する避難地等に関する情報の提供

推進地域のうち、政府基本計画に基づき、地方公共団体が津波により避難が必要となることが想定される地区(以下、この編において「避難対象地区」という。)として日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画中に明示した地区に所在する機関(以下、この編において「避難対象地区所在機関」という。)の長は、地方公共団体が明示した避難対象地区別の避難地、同避難地への安全なルート及び危険地の位置を確認し、必要に応じ利用者等に情報提供できるようしておくものとする。

2 利用者等への情報伝達要員の確保

避難対象地区所在機関の長は、大津波警報・津波警報等入手した場合に、その

内容を当該機関利用者等への伝達及び誘導を行う社員及び当該社員が不在の場合の代行者をあらかじめ定めるものとする。

3 利用者等の避難誘導體制の整備

避難対象地区所在機関の長は、当該機関の利用者等の避難誘導について所在地の市町村へ引き継ぐ方法をあらかじめ関係市町村長と打合せの上、定めておくものとする。

4 社員等が避難すべき経路の確認・周知

避難対象地区所在機関の長は、屋外で業務に従事する社員等に対し、避難対象地区別の避難地、同避難地への安全なルート及び危険地の位置を確認し、あらかじめ周知しておくものとする。

5 工事施工責任者に対する措置の明示

推進地域内に会社の発注に係る建築物、工作物又は施設の工事計画がある場合は、自社発注に係る工事施工責任者に対し、あらかじめ津波来襲に備えて安全確保上実施すべき措置を明示しておくものとする。この場合にあつては、工事中の建築物、工作物又は施設については、津波の来襲のおそれがある場合には原則として工事を中断し、特別の必要により津波被害の防止対策を講ずる場合には、作業員の安全確保のため津波からの避難に要する時間に配慮するものとする。

第2節 地震発生時の対応

推進地域所在機関の長は、地震が発生した場合は、次の対応を念頭にした措置を講ずることとする。すなわち、強い揺れ(震度4程度)を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難すること、揺れを感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則処置とすること。その後、津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、以下の必要な安全対策を実施する。

1 施設等の緊急点検

地震の連続発生及び津波来襲に備えて、施設等の緊急点検及び巡視を行い、現状を確認するとともに、危険物の落下防止、避難経路の確認等必要な措置を行うものとする。

2 避難準備行動

地震の連続発生及び津波来襲により避難する場合に備え、非常持出物品の確認、重要な証書類・証拠書類等の被災防止、盗難防止、火気点検等火災防止上必要な措置を講ずるものとする。

第3節 避難誘導の開始等

1 避難誘導の開始

避難対象地区所在機関の長は、地方公共団体から避難命令を受けた場合、又は大津波警報・津波警報等により避難の必要が生じたと認めた場合、ただちに避難誘導を開始する。この場合において、老人、子ども、病人、障がい者等災害時要援護者の避難について必要な支援を行うものとし、併せて外国人、出張者及び旅行者等の避難誘導等の適切な対応を行うものとする。

2 避難時の注意

1により避難誘導を開始する場合、津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、第2節2に基づき必要な措置をとり、非常持出物品を携行して避難するものとする。

第3章 防災体制の確立

非常災害対策本部等の設置、地震発生時の応急対策、資機材・人員等の配備手配及び物資の備蓄・調達については、第2編及び第3編に準ずるものとする。

第4章 地震防災上必要な訓練及び教育

会社は、単独又は他の防災関係機関と合同で、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するものとする。ただし、第2編第2章第5節に定める訓練を兼ねることができるものとする。なお、この訓練に併せて、社員に対して以下の内容の教育を行い、地震防災に必要な知識の徹底に努めるものとする。

- 1 日本・千島海溝地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3 地震が発生した場合に具体的にとるべき行動
- 4 社員が果たすべき役割
- 5 地震防災対策として現在講じられている対策
- 6 今後地震対策として取り組む必要のある課題